

議案第33号

松戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。
令和4年8月31日提出

松戸市長 本郷谷 健次

提案理由

定年引上げを目的とした地方公務員法の改正を踏まえ、退職手当の基本額等に係る特例を設けるほか、所要の改正を行うため。

松戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

松戸市職員退職手当支給条例（昭和28年松戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第1条 この条例は、松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号。以下「給与条例」という。）第1条第2項に規定する職員であつて常時勤務に服することを要する者（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者を除く。</u>以下「職員」という。）が退職した場合に支給する退職手当の基準について規定することを目的とする。</p> <p>2 常時勤務に服することを要する者以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令若しくは条例等により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が、18日以上ある月が引き続いて12カ月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者は、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員</u>については、この限りでない。</p>	<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第1条 この条例は、松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号。以下「給与条例」という。）第1条第2項に規定する職員であつて常時勤務に服することを要する者（以下「職員」という。）が退職した場合に支給する退職手当の基準について規定することを目的とする。</p> <p>2 常時勤務に服することを要する者以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令若しくは条例等により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が、18日以上ある月が引き続いて12カ月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者は、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員</u>については、この限りでない。</p>

3 (略)

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(4) (略)

2・3 (略)

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(4) (略)

(5) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(6)・(7) (略)

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 (略)

3 (略)

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(4) (略)

2・3 (略)

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(4) (略)

(5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(6)・(7) (略)

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に
係る特例)

第5条の3 第4条第1項第3号及び第5条第1項
(第1号を除く。)に規定する者(法律の規定に
基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、
定年に達する日から6月前までに退職した者であ
つて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、そ
の年齢が退職の日において定められているその者
に係る定年から15年を減じた年齢以上であるもの
に対する退職手当の基本額は、必要があると認め
るとときは、第4条第1項、第5条第1項及び前条
第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げ
る規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同
表の右欄に掲げる字句に読み替えて計算して得ら
れる額とする。

(表略)

(退職手当の調整額)

第5条の7 退職した者に対する退職手当の調整額
は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に
規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初
日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の
属する月までの各月(地方公務員法第27条及び
第28条の規定による休職(公務上の傷病による
休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方
住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に
規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭
和45年法律第82号)に規定する地方道路公社
若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和
47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以
下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手
当法施行令(昭和28年政令第215号)第6条に
規定する法人(退職手当(これに相当する給与
を含む。)に関する規程において、職員が地方公
社又はその法人の業務に従事するために休職さ
れ、引き続いて地方公社又はその法人に使用され
る者となつた場合におけるその者の在職期間の計
算については、地方公社又はその法人に使用され
る者としての在職期間はなかつたものとすること
と定めているものに限る。以下「休職指定法人」

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に
係る特例)

第5条の3 第4条第1項第3号及び第5条第1項
(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、
定年に達する日から6月前までに退職した者であ
つて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、そ
の年齢が退職の日において定められているその者
に係る定年から20年を減じた年齢以上であるもの
に対する退職手当の基本額は、必要があると認め
るとときは、第4条第1項、第5条第1項及び前条
第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げ
る規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同
表の右欄に掲げる字句に読み替えて計算して得ら
れる額とする。

(表略)

(退職手当の調整額)

第5条の7 退職した者に対する退職手当の調整額
は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に
規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初
日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の
属する月までの各月(地方公務員法第27条及び
第28条の規定による休職(公務上の傷病による
休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方
住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に
規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭
和45年法律第82号)に規定する地方道路公社
若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和
47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以
下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手
当法施行令(昭和28年政令第215号)第6条に
規定する法人(退職手当(これに相当する給与
を含む。)に関する規程において、職員が地方公
社又はその法人の業務に従事するために休職さ
れ、引き続いて地方公社又はその法人に使用され
る者となつた場合におけるその者の在職期間の計
算については、地方公社又はその法人に使用され
る者としての在職期間はなかつたものとすること
と定めているものに限る。以下「休職指定法人」

という。) の業務に従事させるための休職を除く。) 、地方公務員法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。) のうち規則で定めるものを除く。) ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。) のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)~(8) (略)

2~5 (略)

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第7条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) (略)

2~17 (略)

(失業者の退職手当)

第9条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間

という。) の業務に従事させるための休職を除く。) 、地方公務員法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第6条第4項において「休職月等」という。) のうち規則で定めるものを除く。) ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。) のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)~(8) (略)

2~5 (略)

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第7条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) (略)

2~17 (略)

(失業者の退職手当)

第9条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1

(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

5～10 (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職

年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に参入しない。

5～10 (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職

手当の支給制限)

第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般的の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般的の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般的の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般的の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般的の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般的の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 (略)

（退職をした者の退職手当の返納）

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般的の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般的の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般的の退職手当等の支給を受けていなければ第9条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第16条に

手当の支給制限）

第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般的の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般的の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般的の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般的の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般的の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般的の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 (略)

（退職をした者の退職手当の返納）

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般的の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般的の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般的の退職手当等の支給を受けていなければ第9条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第16条に

おいて「失業手当受給可能者」という。) であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第16条において「失業者退職手当額」という。）を除く。) の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) (略)
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に~~関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。~~
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（~~再任用職員に対する免職処分の対象となる職員~~を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 (略)

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第16条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第14条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中

おいて「失業手当受給可能者」という。) であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第16条において「失業者退職手当額」という。）を除く。) の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) (略)
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に~~関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。~~
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（~~定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員~~を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 (略)

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第16条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第14条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続

に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第14条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第14条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合（第12条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うこ

いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第14条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第14条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合（第12条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うこ

とができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 (略)

附 則

1～4 (略)

5 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第5条の8第1項中「前条」とあるのは「前

きる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 (略)

附 則

1～4 (略)

5 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第14項から第22項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第5条の

条並びに附則第5項」とする。

- 6 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 7 第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が42年を超える者に対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、当分の間、その者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 8 第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、第5条から第5条の3までの規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 9 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下「旧事業団」という。)の職員として在職する者(同法附則第1条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和61年法律第93号)第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。)が引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団(以下「旧公団」という。)の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員とし

8第1項中「前条」とあるのは「前条並びに附則第5項」とする。

- 6 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第17項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 7 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 8 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則第15項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 9 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下「旧事業団」という。)の職員として在職する者(同法附則第1条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和61年法律第93号)第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。)が引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団(以下「旧公団」という。)の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員とし

ての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

10～12（略）

13 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者のうち、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が認める者であつて、かつ、同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると市長が認めたもの」

とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者のうち、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が認める者であつて、かつ、同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると市長が認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると市長が認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

ての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

10～12（略）

13 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者のうち、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が認める者であつて、かつ、同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると市長が認めたもの」

とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者のうち、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が認める者であつて、かつ、同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると市長が認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると市長が認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

14 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対

する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第14項」とする。

15 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第15項」とする。

16 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 松戸市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年松戸市条例第　号）による改正前の松戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年松戸市条例第20号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条ただし書に掲げる職員に相当する職員

(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員

17 松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）附則第3項の規定による職員の俸給月額の改定は、俸給月額の減額改定に該当しないものとする。

18 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第5条の6の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第16項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、附則第16項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、附則第16項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第5条の6の表第5条の4の項、第5条の5第1号の項及び第5条の5第2号の項中

「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第16項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、附則第16項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、附則第16項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

19 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第5条の6の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「0月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第5条の6の表第5条の4の項、第5条の5第1号の項及び第5条の5第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

附則第16項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第16項第1号に掲げる職員	65歳
附則第16項第2号に掲げる職員	規則で定める年齢

20 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第7条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第7条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第7条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

21 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に

掲げる者であつて附則第19項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第5条の6の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第5条の6の表第5条の4の項、第5条の5第1号の項及び第5条の5第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「附則第19項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

22 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第19項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第5条の6の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第5条の6の表第5条の4の項、第5条の5第1号の項及び第5条の5第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 松戸市職員退職手当支給条例第9条第4項、附則第9項及び第13項の改正規定 公布の日
- (2) 附則第3項の規定 公布の日

(3) 同条例第9条第11項の改正規定 令和4年10月1日

(経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の松戸市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第1条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

3 新条例第9条第4項の規定は、附則第1項第2号に掲げる施行日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。